### 通学路における緊急合同点検等実施要領

### 1. 実施対象

全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路

(学校敷地外に放課後児童クラブがある公立小学校については、当該放課後児童クラブの児童が来所・帰宅する際の経路を含む。)

※公立特別支援学校小学部については、通学方法に応じて、点検箇所を選定すること。

国立及び私立の小学校の通学路については、各学校及び学校の設置者の判断により、実施すること。また、小学校及び特別支援学校小学部以外の公立学校並びに小学校以外の国立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施すること。

実施する場合は、必要に応じ当該学校の所在する市町村教育委員会に相談すること。

### <u>2. 実施主体</u>

教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、警察、自治体、地 方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等

### 3. 実施期間

下記4. (1) 及び(2) について、平成30年9月末までに実施すること。

#### 4. 実施内容(別紙1 フローチャート図 参照)

#### (1) 学校・保護者等による危険箇所の抽出

学校・保護者等は、警察や見守り活動を行う団体など他の実施主体から、危険 箇所や見守り実態等に関する情報(通学路における子供を対象とした犯罪等の発 生状況や見守りが十分に行き届いていない場所に関する情報等)の提供を受けた 上で、通学路の点検を実施し、防犯の観点から危険があると認められる箇所(以 下、「危険箇所」という。)を抽出し、その対策に複数の関係者との確認・協議が 必要な箇所(解決策が明白でなかったり、直ちに対策を講じることが困難と考え られる箇所)について、市町村教育委員会(特別支援学校小学部については当該 学校を設置する地方公共団体の教育委員会。以下同じ。)に報告すること。一方、 その他の危険箇所については、学校が対策の実施主体に対応を依頼すること。 なお、危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて別紙2に掲げる観点 を参考とすること。

また、必要に応じて放課後児童クラブ等と情報共有を図り、特に、夕方や夜間に帰宅することもある放課後児童クラブの特性を踏まえ、夕方等における危険箇所の把握にも努めること。

※ 本年度、既に通学路の点検等を実施し、危険箇所を抽出している場合は、 その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって危険箇所の抽出に代える ことができる。

また、「子供 110 番の家・車」の運営主体である警察、教育委員会・学校、自治体等が、「子供 110 番の家・車」の実態を確認し、その表示等が実態に合ったものとなるよう運営主体において対応すること。併せて、交番や「子供 110 番の家・車」等の子供の一時的な保護を行う場所について、学校・保護者等による児童生徒等への指導に生かすこと。

### (2) 合同点検の実施及び対策が必要な箇所の抽出

(1) で市町村教育委員会に報告した危険箇所について、合同点検を実施すること。合同点検には、抽出した危険箇所の状況に応じた2. の実施主体に加え、必要な関係機関等に参加を要請すること。

合同点検の実施後は、合同点検に参加した関係機関等で協議の上、点検した箇所のうち、対策が必要な箇所を抽出すること。

その際、例えば地域安全マップの作成等を通じ、危険箇所を「見える化」して 情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくするとともに、こうした作業過程 を通じ、関係者の連携を実質的に深めること。

※ 本年度、既に関係機関等が合同で通学路の点検等を実施している場合には、 その実施内容や状況等に応じて、その結果をもって合同点検及び対策が必要 な箇所の抽出に代えることができる。

#### (3) 対策案の作成

(2)で抽出した対策が必要な箇所について、合同点検に参加した関係機関等において協議し、別紙3を参考にするなどして、対策案を作成すること。

なお、協議の際は、対策内容に応じた関係機関に参加を要請するなど、協議が 円滑に行われるよう配慮すること。

#### (4) 対策の実施

市町村教育委員会・学校、警察、自治体、地方整備局、道路管理者、放課後児童クラブ関係者等は、(3) で作成した対策案に従って対策を実施するとともに、必要な関係機関に対策を要望するなど、計画的に対策を実施すること。その際、

市町村教育委員会及び学校は、見守りボランティアや保護者等とも連携し、対策状況の情報共有等を図るものとする。

### 5. 実施結果の報告

市町村教育委員会は、合同点検の実施結果等について、都道府県教育委員会による取りまとめを経て、文部科学省に報告すること。

### 通学路の合同点検フローチャート図

(1) 学校・保護者等による危険箇所の抽出

### 学校 · 保護者等



警察や見守り活動を行う団体など の実施主体から危険箇所や見守り 実態に関する情報の提供

### 诵学路



危険箇所の抽出



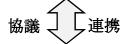
市町村教育委員会に複数の関係者 との確認・協議が必要な箇所につ いて報告

(2) 合同点検の実施及び対策が必要な箇所の抽出



合同点検実施主体

市町村(都道府県)教育委員会



市町村教育委員会に報告した危 険筒所に応じた必要な関係機関

(3) 対策案の作成

## 合同点検実施主体

市町村(都道府県)教育委員会



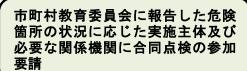
广連携

対策内容に応じた 必要な関係機関

(4) 対策の実施

対策内容に応じた関係機関

教育委員会・学校、警察、自治体(安心・安全まちづくり担当部局、まちづく り担当部局等)、地方整備局、道路管理 者、放課後児童クラブ関係者等





合同点検の実施



合同点検の結果、対策が必要な箇所 について、合同点検に参加した関係 機関等で協議し、対策案を作成



対策が必要な箇所に対 する対策の実施



# 通学路点検時のチェックリスト(イメージ)

子供を犯罪から守るためには、「子供を見守る目」と「犯罪者が近づきにくい環境整備」が重要です。逆にこれらが欠けている場所は、「犯罪を起こしやすい場所= 危険個所」であるといえます。こうした視点から、通学路に危険個所がないかどうか、以下のチェックリストなどを参考にして点検してみましょう。

#### 【注意点】

- チェックシートは、点検する際の視点として例示しているもので、必要に応じて補足事項欄も活用してください。
- チェックリストはあくまで一例として示したものであり、地域の実情に応じて別のチェックリストを用いても構いません。
- ・ 点検については、通学路をおおむね100メートルごとに区切った単位で実施することを想定しています。
- ・人・車の通行・見守りや路上駐車の状況については、登下校時間帯に調査することが望ましいと考えられます。

			調	査	項	目				チェック事項						補足事項	[
	1 .	人	Ø	E	1	の	状	況									
見守る目の状況			• 車						•	人・車の通行状況(途切れる時	時間の有類	無) □	多い	□ 時々	□ 少ない	・ 人の通り~	人
		1	・人や耳 とのでき 判断しま	きる人 きす。	·車(	<b>*</b> ) 0	り量によ	り								・ 車の通り~	台
			※道路」 守り活動	かか立	ち話、	庭のも	₹入れ、	掃								※ 人・車の通りについて	は、5分間の
			除、仕事	など	に従事	してし	る人・	車								通行量による(子供を除	:<)
									•	人・車の見守り活動			ない	□ 少ない	□ 多い	・見守り活動の例~	
	j	路	J	Ė	の		死	角	•	道路上の障害物(大木、伸びた	た草木等	) 🗆	多い	□ 少ない	□ない	・障害物等の例~	
			・道路」 害物等 <i>0</i>					障	•	路上駐車			多い	□ 少ない	口ない	・路上駐車の台数~	台
									•	見通しを妨げる住宅等の囲障	(ブロック	′塀等)□	多い	□ 少ない	□ない		
									•	道路から見える建物の窓			ない	□ 少ない	□ 多い		
	-	子	供	110	番	σ,	家	等	•	子供110番の家等			ない		□ ある	• 設置軒数~	軒
		;	・「子供 を貼る家 ます。														
-	2	機	械	の	目	Ø	状	況									
	Ī	防	犯力	メラ	等(	の影	设置	犬 況	•	防犯カメラ			ない		□ ある	・カメラの設置台数~	台
			・道路の 在により				メラの	)存		防犯カメラ設置の表示			ない	□ 一部ない	□ ある	・ カメラ設置の表示数~	箇所

	3	地	域	の	f	普	理								
		環	境		美		化	•	落書き	多い	少ない	□ない	-	落書き場所の例~	
			・地域コミュニティによる					•	たばこや空き缶等のゴミの放置	多い	少ない	口ない		投棄物の内容~	
			き届いており、犯罪を起こしにく 印象を与える場所となっているか より判断します。					•	立て看板・屋外広告物の状況	多い	少ない	□ない		立て看板等の内容~	
			O D + 1 B   O G					•	街路灯やベンチ等の公共物の有無・管理状態	良くない	該当なし	口 良い		管理状態の詳細~	
								•	公共掲示板等の有無・管理状態	良くない	該当なし	口 良い		管理状態の詳細~	
									道路上の花壇の有無・管理状態	良くない	該当なし	口 良い		管理状態の詳細~	
		放	置	自	ļ	坛	車	•	放置自転車	多い	少ない	口ない	•	放置自転車の台数~	台
	4	道	. 路	Ø	k	犬	況								
環境整備		步	車	道	の	状	況	•	歩車道の区別	ない	一部ない	□ ある	•	歩道の幅員~	メートル
			・犯罪者が子 う、ガードレ						歩車道間のガードレール等の設置	ない	一部ない	□ ある		車道の幅員~	メートル
			歩道と車道が いる場所の有											ガードレール以外の工作 場合その種類~	物がある
စ	5	沿	道	の	*	犬	況								
<b>状況</b>		植	į				栽	•	やぶ、林等	多い	少ない	ロない			
			・道路沿いの ぶや林などの												
		馬主	車場	, 3	空き	家	等		人の出入りが少ない施設、工場、田畑等	多い	少ない	口ない		施設等の例~	
			<ul><li>道路沿いの</li></ul>						道路脇の駐車場、空き家、空き地	多い	少ない	□ない		駐車場の数~	箇所
			出入りが少ない施設など犯罪者が待ち伏せしていても周囲から見えづらく、また、子供を連れ込みやすい場					駐車場、空き家、空き地の管理状態					空き家の数~	箇所	
			所の有無や、その管理状態により判 断します。						~ 管理者を表示した看板の有無・管理状態	良くない		□ 良い		空き地の数~	軒
									~ ロープ等による侵入規制措置の有無・管理状態	良くない		□ 良い			
		不	特定多	数の	利用	施設	等	•	駅や集客施設、公衆トイレ等	ある		ロない		施設等の例~	
			・駅や集客施 伏せしていて また、子供を 有無により判	も不審 連れ込	に思わ; みやす!	れにくく	、								

# 通学路点検結果を踏まえた危険個所の改善に関する着眼点

「危険個所」の判断については、チェックリストの各調査項目のチェック状況だけでなく、改善を必要とする程度や不審者情報の実態等も踏まえて総合的に判断することとなります。例えば、「環境整備」が十分であっても、人通りが少なく、道路上の死角があり、かつ、防犯カメラも設置されていないなど「見守る目」が不十分な場合は、「危険個所」と考えられます。 以下に改善策の着眼点を示していますので、「危険個所」と判断した場所については、改善策を検討しましょう。

### ■「見守る目」が十分ではない場所

- ・ 人や車の通りが少ない場所(人や車の通りが途切れる時間帯が多い場所)や、障害物、路上駐車等により見通しが悪く、死角が生じている場所については、見守り活動やパトロール等の実施により改善することが考えられます。
- 見守り活動等を十分に行うことができない場合には、地域で調整等を行い、防犯カメラを設置することで「見守る目」を補完する ことも考えられます。

## ■「環境整備」が十分ではない場所

- 落書き、たばこや空き缶等のポイ捨て、立て看板、公共物の損壊等が放置されたままになっていると、犯罪者に「地域の関心がない場所」「犯罪を起こしやす場所」といった印象を与えてしまうので、環境美化活動や公共施設の改修等により改善することが考えられます。
- ・ 公共掲示板は、地域団体等の取組姿勢が表れます。期限を超過した古い掲示物や剥がれかかった掲示物等を整理するなど、管理者の適切な管理により改善することが考えられます。
- ・ 歩車道の区別がなかったり、歩車道の間にガードレール等が設置されていない場所は、犯罪者が車やオートバイなどで子供に近づきやすいので、ガードレールやこれに代わる工作物等の設置により改善することが考えられます。
- ・ 沿道にある草木等が伸びきっていたり、連続していると、周囲からの見通しが悪く死角が生じるので、植栽管理により改善することが考えられます。
- ・ 沿道にある駐車場や空き家、空き地等については、子供を待ち伏せする際に周囲から見えづらく、また、子供を連れ込みやすい場所となります。管理者を表示したり、侵入規制措置をとるなど、管理者の適切な管理により改善することが考えられます。